

県立和田山高等学校機械警備業務委託仕様書

1. 対象施設名

兵庫県立和田山高等学校

対象場所及び警備内容等

警備方法は、5ブロックごとの制御と、併せて集中制御も行えること。

警備箇所等別紙仕様書のとおり

2. 契約委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間

なお、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、該当契約を解除することができる。

3. 警備目的

警備対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同建物の円滑な運営に寄与することを目的とする。

4. 警備方法

機械警備システム

(異常感知装置、自動通報装置及び緊急要員による対応を組み合わせた警備システム受託者が業務実施の為に設置する機械、機器、その他の器具(以下警報装置と言う)は、受託者の所有に属する。)

5. 警備任務(警備業法(昭和47年7月5日法律第11号)による)

- ① 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- ② 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
- ③ 火災の早期発見
- ④ 盗難の早期発見と阻止
- ⑤ 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
- ⑥ 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置および自動通報装置(以下警備用装置類と言う)の点検操作
- ⑦ その他不測事態の防止と阻止
- ⑧ その他警備委託者側の要望事項

6. 警備実施要領

- ① 警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視センター(以下監視センターと言う)に自動的に通報する機能を有するものとする。
- ② 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細についての確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生し

た異常事態を感知・記録する機能を有するものとする。

- ③ 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の緊急要員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- ④ 監視センターでは、上記②の警備用機器類の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を的確に捉え、警備目的を達成する。
- ⑤ 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通報すること。
- ⑥ 受託者の緊急要員は、受託者の警備センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
- ⑦ 警備対象物件に到着した受託者の緊急要員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告すること。
- ⑧ 受託者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを「ON (=警戒)」の状態にし退出する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
- ⑨ 委託者の最先出勤者は、警備対象物件に入場時、警備システムを「OFF (警戒解除)」の状態にして入場する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。

7. 警備仕様（工事完了時確認検収を行う事項）

- ① 使用する回線は、受託した業者の専用回線とし、設置にかかる工事費および回線使用料については受託者の負担とする。また、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。
- ② 委託者による機械警備システムの操作運用（機械警備のON (警戒)およびOFF (警戒解除))においては、容易な複製が不可能である専用のカード等（鍵は不可）を利用するものとする。
- ③ 自動通報装置は、停電時においても30分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。
- ④ 主たる異常感知装置においては、異常事態発生感知の認識が可能であり、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、正常な監視を妨げる行為がなされた事を知覚する機能を有すること。また、それが正常な機械警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。
- ⑤ 自動通報装置においては、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中、または、外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。
- ⑥ 警備用装置は、警戒状態への移行操作を行うための専用カード等を紛失した際、不正使用防止のためカード等のデータ変更（当該カード等のみ使用不可）ができる機能を有すること。また、委託者からのデータ変更要請があった場合は速やかに対応を行

うこととする。

- ⑦ 敷設配線は機能・品質維持のため自社敷設のものを使用することとする。

8. 報告

受託者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出すること。

9. 鍵の預託

警備上必要な鍵等は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

10. 損害賠償

業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた委託者の損害については、受託者は下記の金額を限度として、保険により、委託者に対してその損害を賠償するものとする。

「1事故につき、対人賠償、対物賠償、合せて10億円とする。」

11. 警備用装置類の撤去

受託者は、契約の終了または解除されたときは自己の責任において直ちに警報装置を撤去するものとする。その際の撤去費用は、受託者の負担とする。

12. その他

- (1) 本校に設置しているキーボックス及び電気錠等の機器についてはレンタルのため、取替を行い経費については委託料に含める。(キーボックスは、鍵5束保管タイプで鍵の管理ができ、扉が暗証番号及び磁気カードで開閉できること。)
- (2) 本校が所有している電気錠等の機器については取り替えてもよいこととする。
- (3) 令和8年4月1日から正常な警備ができるように機器の搬入等を行うこと。
- (4) 原則として、月額以外の料金は支払わない。(学校の誤作動等により緊急出動となった場合でも、罰則金は支払わないものとする。)
- (5) 警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。